

届出に関する期日等早見表

H19.4.1 より

	大気汚染防止法・水質汚濁防止法・ダイオキシン類対策特別措置法	騒音規制法	振動規制法	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	特定粉じん排出等作業(大気汚染防止法)	特定建設作業(騒音規制法・振動規制法)
特定(届出)施設の設置 (新たに特定施設を設置する時)	届出受理日から60日を経過した後に設置	工事開始日の30日前まで	工事開始日の30日前まで	公害防止統括者・公害防止管理者・公害防止主任管理者及びそれぞれの代理者の選任・死亡及び解任 又は特定事業者の地位の承継 選任・死亡及び解任又は承継した日から30日以内	特定粉じん排出等作業実施の届出 作業開始日の14日前まで	特定建設作業実施の届出 作業開始日の7日前まで
特定(届出)施設の使用 (法改正等で既存施設が対象となった時)	施行日から30日以内	施行日から30日以内	施行日から30日以内			
特定(届出)施設の変更 (構造等の変更・数等の変更を実施する時)	届出受理日から60日を経過した後に変更	工事開始日の30日前まで	工事開始日の30日前まで			
氏名等変更 (社名や代表者等が変更になった時)	変更した日から30日以内	変更した日から30日以内	変更した日から30日以内			
特定(届出)施設の使用廃止	廃止した日から30日以内	廃止した日から30日以内	廃止した日から30日以内			
承 継 (譲渡・貸借・合併等で地位を承継した時)	承継した日から30日以内	承継した日から30日以内	承継した日から30日以内			
適 用 地 域	市内全域	旧那珂湊市の工業専用地域以外の全地域	工業専用地域以外の全地域	各特定工場にて選任	市内全域	該当する作業の各規制法の適用地域に準ずる
届 出 先	ひたちなか市 環境保全課					

注) 「〇〇日を経過」と表示されているものは、期間を短縮することが出来る。(内容、理由等が認められた場合に限る。)

注) 大気汚染防止法について、一般粉じん発生施設の設置・変更届は着工前の提出であればよい。

期日の算出(計算)の例

届出受理日から60日を経過した後

受理日 1, 2, 3.....58, 59, 60 工事着手日



工事開始日の30日前まで

届出日 30, 29, 28.....3, 2, 1 工事着手日



〇〇した日から30日以内

事由発生日 1, 2, 3.....28, 29 届出日

